

## 農業経営収入保険制度加入促進支援金のご案内

新型コロナウイルス感染対策の影響や、自然災害などの農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少に備えるため、収入保険へ加入される農業者の皆様を支援いたします。

### 1 対象者（以下の要件をすべて満たすこと）

- ・町内に住所を有する個人または法人（青色申告済みの方）
- ・収入保険制度に加入していること（新規加入者のみ）
- ・町税等の滞納がないこと

### 2 対象期間（対象となる契約）

令和5年4月1日から令和6年3月1日までの間に保険期間が開始となること。

個	人	：	令和6年1月1日から保険期間開始の方
法	人	：	令和5年4月1日から令和6年3月1日の間に保険期間が開始となる事業者

### 3 支援金の額

加入者が負担する掛捨て保険料及び付加保険料の1/2の額  
（上限10万円）

### 4 申請方法

申請書類及び必要書類を記入し、いばらき広域農業共済組合へ提出してください。

### 5 申請期限

令和6年3月1日まで

[裏面に続く](#)

## 6 注意事項

令和6年1月1日時点の保険料と付加保険料を用いて支援金の額を算出いたします。

また、保険料の未納等により被保険者でなくなった場合、支援金は返還となります。

### <支援金の支払例>

基準収入 1,000万円, 補償限度額 80%, 支払率 90%とした場合。

#### 〔農家負担保険料〕

約 8.5 万円 + 約 2.2 万円 = 約 10.7 万円  
(保険料) (付加保険料) (農家負担保険料)

#### 〔支援金の計算〕

約 10.7 万円 (農家負担保険料) × 1/2 = 約 5.3 万円 (千円未満切捨て)

※ 積立金については、支援金の対象外となります。

#### 【収入保険に関するお問い合わせ先】

いばらき広域農業共済組合 収入保険課  
水戸市小吹町 940 番地 電話 029-306-6720

#### 【支援金に関するお問い合わせ先】

茨城町 生活経済部 農業政策課 経営グループ  
茨城町小堤 1080 番地 電話 029-240-7118